

ミネラルウォーターの強引販売にご注意

東日本大震災以降、水に対する関心が強くなるに伴い、県の相談窓口寄せられるミネラルウォーターなどの飲料水に関する相談件数が急増しています。「水はただのもの」という意識が根強かった時代から、お金を払ってでもより安全でおいしい水を飲みたいという考え方にかわりつつあります。しかし、こうしたことに便乗した取引に関するトラブルが発生しているようです。

事例1

「無料でミネラルウォーターを送るので感想を聞かせて欲しい」と突然電話がかかってきた。業者名も名乗らず不審であったため「要りません」と断ったが言葉が終わらないうちに「送っておきます」と言い電話が切れた。送られてきたらどうしたらよいか。(64歳女性)

事例2

ショッピングモールで呼び止められ「今なら機器のレンタル料が永久無料になる。」と水の定期購入契約を勧められた。契約しないと帰してもらえそうもなくやむを得ず契約した。必要がないので断りたいがいつ電話をかけても通じない。(28歳女性)

事例3

知人から130万円の入会金を支払い会員になれば水を安く購入できるという。水はガンにも効くほか、必ず儲かるという未公開株を買う権利もあるとのことだが信用できるか。(35歳男性)

アドバイス

電話勧誘では事業者は業者名や販売目的を告げる義務があるほか、断っているのに再勧誘することは法律で禁止されています。またアンケートと称し結局は強引に契約させられてしまったというケースも報告されています。契約するまでしつこく勧誘を受けた、がんに効くなど効能効果についてうそを告げられた、などという勧誘は契約の取消を主張できる場合があります。さらに家族の人数に対し多量の水を契約したという相談も多くありますのでご家庭での水の使用料なども考慮して契約して下さい。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は 058-277-1003 です。

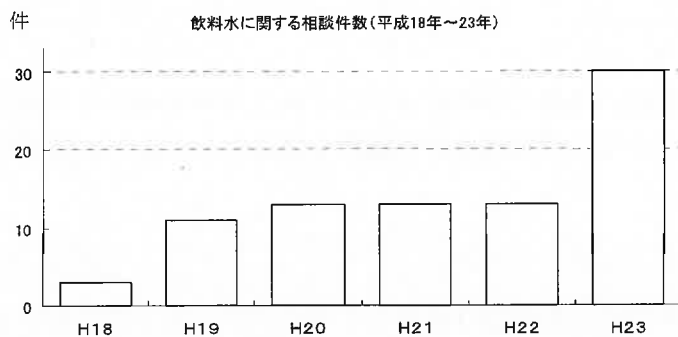
(開設時間：平日8：30 ～ 17：00)

土曜日は電話相談（9：00 ～ 17：00）のみ受け付けています。

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。

H24. 2. 28 岐阜新聞掲載



※H23はH24.2.7までに寄せられた相談件数